平成２４年（フ）第９２号
福岡県みやま市瀬高町小川39番地　ホワイトビル瀬高302号
債務者　水谷　道子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
福岡県田川郡香春町大字香春1015番地４、前住所福岡県田川郡福智町伊方4444番地１
債務者　勝木　涼子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第１２１号
福岡県田川市大字伊加利1193番地５
債務者　角屋　博巳（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（フ）第３６１号
宮崎市大字芳士1077－１　県住201－９日高久美子方、住民票上の住所宮崎市花ケ島町立野1987番地　末政アパート202号
債務者　日高　千夏
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３７７号
宮崎市吉村町江田原甲177番地１　つばめ
債務者　前田　マス
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８２号
宮崎市新別府町城元222番地３
債務者　中西　裕二
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３８６号
宮崎市原町11番３号　メゾンド・シャンメール203号
債務者　重永千穂子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市下伊敷１丁目50番23―403号
債務者　横田　浩人
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
鹿児島県鹿児島市吉野町3216番地135　篠原アパート２Ｆ
債務者　森田　道雄
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４５６号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目３番48―54号
債務者　山下　直子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目20番２号　エントピア荒田203号
債務者　井手　秀作
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
鹿児島県阿久根市鶴川内9927番地、前住所鹿児島県出水市上鯖渕396番地６　グランハピネスＣ棟201号
債務者　児玉　幸雄
1　決定年月日時　平成24年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地80番地の４
債務者　佐久間洋一
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地80番地の４
債務者　佐久間登美子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第７９７号
埼玉県富士見市上沢１丁目４番18号
債務者　田島　義夫
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７９８号
埼玉県富士見市上沢１丁目４番18号
債務者　田島　啓子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２１２号
京都市右京区西京極畔勝町54番地１　西京極ガーデンハイツ219、申立時の住所京都市右京区西京極徳大寺団子田町29番地の80
債務者　山口事務センターこと　山口　一夫
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係